

実際の翻訳に役立つ、現場から生まれた一口メモ

翻訳にあたってのヒント

その 13

☆ and/or について

訳し易そうで訳し難く、翻訳に要する時間が限られた場合には「A および/もしくは B、A および (もしくは) B」で済ましても構わないかと思われるこの英文によく頻発する用語の和訳パターンをご紹介します。この語句に遭遇したら、これらのパターンを活用した文訳に応じた訳し分けを是非おためしください。

1997 年 4 月記

注：小学館ランダムハウス英和大辞典には、and/or (語または句をつなぐ時に用いて) … および (または) … ("and" or "or") : —insurance covering fire and/or damage 火災および (または) 風害保険という用例 (これは正しくは、「火災と風害の両方、またはそのいずれか一方を補償範囲[あるいは付保対象]とする保険」が適訳でしょう) が載っておりますが、この訳出に下記の訳出パターンを文脈に応じて適用できるということを挙げておきます。

また、研究社大英和辞典には、theory and/or practice (theory and practice と theory or practice の二形の略記で三社択一を示す)、「理論と実践の両方、あるいはそのいずれか一方」という用例が載っております。このことからお分かりのように、これは一見、二者択一のようなようですが、実際には三者択一 (A と B の両方、あるいは A だけ、あるいは B だけ、のどれか一つ) を示す併合接続詞であると、とらえることができます。従いましてこれは、「both A and B or either A or B」を略した恰好の接続用法であると考えられます。このような事情背景から、個人的な意見として、引き合いに出した「A と B の両方、またはそのいずれか一方」、「A もしくは B、あるいはその両方」、「A か B あるいはその両方 (一方)」が最も適切で、ニュアンスをよく汲んでおり、危なげない訳出パターンだと結論できるのではないかと自負しております。

また、某翻訳会社からは、次のような意見を頂戴しております。

「A and/or B」= 「A や B」: 日本語のあいまいさ (主語を隠す、単複を出さない、など) を逆用することで、ほとんどの場合、and/or=「や」に置き換えられると考えています。

damage insurance and/or life insurance (損害保険や生命保険)

theory and/or practice (理論や実践)

※ まとめ and/or (十数通り) ≡ both A and B or either A or B :

and/or : 「および・もしくは、ならびに・または」の意味で、"A and/or B"は、「A およ

びB、またはAもしくはB」を意味する。

1. AとBの両方、またはそのいずれか一方、
2. AかBあるいはその両方（一方）
3. AもしくはB、あるいはその両方、
4. Aならびに/または（あるいは）B、
5. Aおよび/もしくはB、
6. AとBないしはAかB、
7. AであってもBであっても、またはその両方でもよい、
8. 「Aおよび（または）B」（疑問の余地が残る訳出：下記を参考）、
9. Aおよび（もしくは）B、
10. AおよびBまたはそのいずれか（一方）、
11. AもしくはB、あるいはその両方、
12. AとBの両方あるいはそのどちらか一方、
13. AかBまたはその両方（一方）、
14. AないしはBのどちらか一方あるいはそれら両方、
15. 「Aおよび/またはB」（疑問の余地が残る訳出：下記を参考）、
16. Aと/かB
17. Aさらに/またはB、
18. AやB、etc.（言うまでもありませんが、「てにをは」を前後関係に応じて訳し分けることが肝要です）

動詞的用法：

AまたはB、あるいはその両方を使う

ABCの場合（A or B or C and/or combination of them）：

A、またはB、またはC、あるいはそれらの組み合わせ。

※ A and Bを訳出する場合の「および（及び）」と「ならびに（並びに）」の違い：

「and」の意味

* 大（大きな意味の並行的連結）： Aならびに（並びに）B

小（小さな意味の並行連結）： Aおよび（及び）B

「～と○、～、その上（しかも）○、～そして○、～（なお）かつ○（なおかつ≒その上さらに）、～それに○、～それと○、～兼○」

※ and（ならびに[並びに]、および[及び]）の意味の違いを端的に示す例：

* 遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。（民法、970条三：秘密証書遺言）

* 民事上ノ争ニ付テハ当事者ハ請求ノ趣旨及原因並争ノ実情ヲ表示シテ相手方ノ普通裁

判所籍所在地ノ簡易裁判所ニ和解ノ申立ヲ為スコトヲ得。(民事訴訟法、第 356 条一： 起訴前の和解)

* 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。(刑事訴訟法、第 248 条： 起訴裁量 (便宜) 主義)

※ A or B を訳出する場合の「もしくは (若しくは)」と「または (又は)」の違い：

「or」の意味 (発音： oar、ore、awe。[other の短縮語])

- * 大・強 (大きな意味の選択的連結)： A または (又は) B
- 小・弱 (小さな意味の選択的連結)： A もしくは (若しくは) B

※ or (もしくは[若しくは]、または[又は]) の意味の違いを端的に示す例：

* 利益ヲ得テ譲渡ス意思ヲ以テスル動産、不動産若シクハ有価証券ノ有償取得又ハ其取得シタルモノノ譲渡ヲ目的トスル行為。(商法、第三編第一章第 501 条： 絶対的商行為)

* 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、後見人がその任務を辞し、又は父若しくは母が親権を失ったことによって後見人を選任する必要が生じたときは、その父、母又は後見人は、遅滞なく後見人の選任を家裁裁判所に請求しなければならない。(民法、842 条： 後見人選任請求義務)

* 業務上必要な注意を怠り、因って人を死傷に致したる者は、5 年以下の懲役若しくは禁固又は 50 万円以下の罰金に処す重大なる過失に因り人を死傷に致したる者これ同じ。(刑法、第 211 条： 業務上過失致死傷・重過失致死傷)

この条文からお分かりのように、「もしくは」と「または」の意味的な違いにより、「懲役か禁固」あるいは「罰金」のいずれかに処せられるということがはっきりと見てとれます。

以上の and と or の定義から言えば、あちこちでこの定番訳としてよく使われている「および/または」が果たして適訳かとなると、それははなはだ疑問の余地が残る使い方であると言え、「および/もしくは」あるいは「ならびに/または」のどちらかに統一してもらいたいとまで思っております。

以上、本日の翻訳一口メモでした。